

【京都府】処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件取扱要領に関するFAQ

No.	種別	質問等	回答
1	修了要件	保育所・地域型保育事業所において 、キャリアアップ研修の各分野（乳児保育等）に対応する内容（乳児保育の意義・乳児保育の環境等）が5種類あるが、5種類全ての内容を網羅した上で、15時間以上の要件を満たす必要があるのか。	キャリアアップ研修の各分野に対応する5つの内容を全て受講した上で、15時間以上の要件を満たす必要があります。
2	修了要件	いわゆる人権研修は、加算に係る研修と認められるのか。	研修内容が修了要件分野の内容であれば、研修内容の分野として加算に係る研修として認められます。 【例】 研修主題：保育における人権（基礎）虐待予防 研修内容：「児童虐待の実態及びその予防と対応」 →キャリアアップ研修の保護者支援・子育て支援（虐待予防）分野として認められる。
3	修了要件	他の都道府県が加算に係る研修として認めているものは、京都府においても加算に係る研修として認められるという考えでよいか。	他の都道府県により加算に係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、京都府においても引き続き効力を有するため、加算に係る研修として認められます。
4	修了要件	他の都道府県で研修実施主体として認定されている団体が行うオンデマンド研修を受けた時の取扱はどのようなか。また、認定こども園は、研修分野が定められていないが、修了時間数として認められるのか。	他の都道府県でオンデマンド研修の修了証明書が出ている場合、京都府においてもその研修修了証明書は有効です。また、当該研修が認定こども園における修了要件に該当する研修であれば、研修の修了時間数として認められます。
5	修了要件	DVDを用いた研修も行っているが、加算に係る研修として認められるか。	DVDを用いた研修についても、研修をしっかりと受講されている等、要件を満たしていれば、加算に係る研修として認められます。
6	修了要件	保育所の専門リーダーや職務分野別リーダーは、「令和元年度以降に受講したマネジメント研修は専門分野研修として取り扱わない」とあるが、認定こども園ではマネジメント研修が研修修了時間として認められるのか。	認定こども園においては、マネジメント研修は中核リーダーに限り研修修了時間として認められます。
7	マネジメント研修	マネジメント研修について、専門リーダーのマネジメント研修が要件とならない理由や経緯を教えてください。（保育実践研修は要件とならないと認識しているが、マネジメント研修は認められるのでは。）	令和元年度の国通知において、「マネジメント研修」及び「保育実践研修」が専門分野別研修に含まれていない考え方が明示されたものです。よって、令和元年度までに実施された同研修に限り、専門分野別研修として取り扱うこととされています。 ただし、マネジメント研修については、幼稚園又は認定こども園における専門リーダーが令和3年度末までに受講していた同研修に限り、研修修了要件を満たすものとします。
8	マネジメント研修	マネジメント研修を受講した者について、若手リーダーは要件として認められないが、将来的に中核リーダーとなった場合は含められるのか。	将来的に中核リーダーとなった場合は、対象の研修として含めることができます。
9	マネジメント研修	保育所・認定こども園それぞれについて、専門リーダーの受講要件に「マネジメント分野」は含めても良いのか。	マネジメント分野の研修を要件に含められるのは、副主任保育士、副主幹保育教諭・中核リーダーのみです。
10	園内研修	認定こども園の園内研修の取扱いについて、加算認定自治体が適当と認める者という範囲に、どのような人が含まれるのか。	これまで保育教諭、幼稚園教諭、保育士等に対し研修を実施してきた実績を有する（研修内容に関して十分な知識及び経験を有する）者が含まれます。
11	園内研修	複数の園が協力して園内研修を行った場合、研修修了時間として認められるのか。	園内研修の修了要件（講師・研修の目的及び内容等）を満たしていれば認められます。
12	園内研修	園内研修は1分野最大4時間となっているが、何分野でもよいのか。	それぞれの分野において、最大4時間短縮できる取扱いとなります。
13	更新講習	幼稚園免許状更新講習について、国の通知で1分野15時間以上に達した場合は、当該研修分野を修了したとみなすことができると保育所の取扱が示されている。認定こども園は分野が区切られていないが、認定こども園の取扱い（修了時間としてカウントできるか）はどうなるのか。	証明書の種類に応じて、【京都府取扱要領】P4研修時間欄に記載の時間数が修了時間としてカウントできます。
14	更新講習	幼稚園免許状更新講習は、キャリアアップ研修の専門分野を修了をしたということではなく、加算認定のためのみなし要件ということか。	お見込のとおり。各分野の「ねらい」及び「内容」を満たし、かつ同一分野を15時間以上修了している場合は、キャリアアップ研修に係る専門分野別研修を修了したものとみなします。
15	更新講習	幼稚園免許状更新講習について、「更新講習修了確認証明書（旧免許状）」は、書類記載の時間数を研修修了時間として認められるが、「有効期間更新証明書（新免許状）」は、研修修了時間として認められるのか。	「有効期間更新証明書（新免許状）」もその内容を確認できた場合は、該当時間が研修修了時間として認められます。
16	申請書類	保育所・地域型保育事業所における 修了要件の確認について、研修修了履歴一覧表と修了証等の写しの両方の提出が必要なのか。修了証を提出すれば、一覧表の提出は不要ではないか。	加算の申請を行う施設においては、各加算対象職員が受講した多様な研修の修了状況を把握し、加算対象職員の発令の種類に応じた研修受講歴の一覧化を行うことが必要です。 施設長等が当該職員が研修受講要件を満たしているか改めて確認するためにも一覧表の提出をお願いします。
17	申請書類	保育所・地域型保育事業所における修了要件の確認について 、いつ時点で修了証が職員の手元であれば良いか。	賃金改善を受ける月の前月までに研修を修了する必要があります。 ※修了＝研修受講＋レポート提出。必ずしも修了証が手元にはないといけな いわけではありません。 研修修了と修了証交付の年度が異なる場合も、研修受講履歴一覧の「修了日又は受講日」の記載をもって、研修を修了しているものとみなします。
18	加算Ⅱの要件	処遇改善等加算Ⅱの対象者の人数は園児の数によって決まるが、仮に職員Aが3人である場合、うち1人は4万円、残り2人分の8万円を2万円ずつ4人に分ける場合に、修了証の提示が必要になるのは、3人分、5人分のいずれか。	処遇Ⅱの対象として賃金改善を行う職員全てが要件を満たす必要があり、お尋ねの場合は5人分の提示が必要です。 なお、職員Bとして賃金改善を行う職員全てについても、令和6年度以降は受講要件を満たす必要がありますので、御留意ください。
19	加算Ⅱの要件	職員Aが3人である場合、受講要件を2人しか満たしていなければ、3人分全て支給されないのか。事前に自園の対象者を2人に変更しておけば、2人分はもらえるのか。	職員Aの算定数は3人だが、副主任保育士等として賃金改善を行う人数が2人しかいない場合、1人分（4万円）を他の職員に配分する必要があり、配分する職員も受講要件を満たす必要があります。 賃金改善される職員が1人でも受講要件を満たさない場合、加算の要件を満たさないため、処遇Ⅱが支給されません。
20	年度途中の変更	年度途中で児童の数は増減するが、職員A・Bの人数はどうなるのか（月ごとに変わるのか）。研修を受講すべき職員の数が年度途中で変わるのか。	職員A・Bを算定するための「基礎職員数」は加算年度の4月時点の利用子ども数等により算出するため、年度内で職員A・Bの人数が変わることは基本的にはありません。
21	年度途中の変更	処遇改善等加算Ⅱの対象者（修了要件も満たしている）が育休などに入った場合、他の者に変更することはできるか。変更できる場合、その者が修了要件を満たしていなくても加算対象とできるか。	対象職員が、年度途中に計画時には想定していなかった事情により休業となった場合、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが基本となります。 ただし、休業となった時期や園の職員構成等を考慮し、代理の職員の発令等が難しい場合には、別途代理の職員の発令等は行わず、施設職員の賃金改善に充てていただければ問題ありません。

※別途国から示されている「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するFAQ」もご確認ください
だきますようお願いいたします。